

重要事項説明書

電気事業法第2条の13の規定に従い、お客さまが西部ガスに電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）をお申込みいただくうえでお客さまにご理解いただく必要のある重要事項について、以下の通り説明いたします。なお、需給契約の詳細については、西部ガスホームページ等で公開しております電気需給約款（以下「約款」といいます。）でご確認いただけます。

西部ガスの電気供給エリア

西部ガスの電気をご利用いただける地域は、以下のとおりです。

ただし、西部ガスの電気供給エリア外のお客さまであっても、西部ガスが指定する事業者とガス使用契約（ガスの最終保障供給にかかる契約を除く）がある場合は西部ガスの電気をご利用いただけます。

県	市町
福岡県	福岡市、春日市、大野城市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町、宗像市、宮若市、北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、遠賀町、岡垣町、苅田町、久留米市、大牟田市
熊本県	熊本市、合志市、菊陽町、大津町、益城町、嘉島町、御船町
長崎県	長崎市、長与町、時津町、島原市、佐世保市

西部ガスが指定する事業者

事業者名
西部ガス熊本(株)、西部ガス長崎(株)、西部ガス佐世保(株)、西部ガスエネルギー(株)（子会社を含む）、大牟田ガス(株)、久留米ガス(株)、島原Gエナジー(株)

1. 小売電気事業者およびお問合せ窓口

- 西部ガス株式会社（住所：福岡市博多区千代1-17-1、登録番号：A0084）が小売電気事業者としてお客さまへの電気の供給を行います。
- 電気に関するお問合せは、「西部ガスお客さまサービスセンター」（電話：0570-000-312）を窓口とし、平日9時から17時45分の間（停電や災害時は常時）で承ります。

2. 需給契約の媒介事業者

- お客さまとの需給契約について媒介を行う事業者の住所および連絡先につきましては、西部ガスのホームページをご参照ください。

3. 契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)、供給電圧(V)および周波数(Hz)

- 契約電流は、10A以上であり、かつ、60A以下であること、または契約容量は、6kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であること、または契約電力は1kW以上であり、かつ、原則として50kW未満であることといたします。
- お客さまが引越し（転入）など新たに電気をご利用される場合の契約電流、契約容量または契約電力（以下、契約容量等）は、お客さまがお申し出た契約容量等といたします。ただし、お申し出がない場合は、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。
- お客さまが他社から電気契約を変更される場合の契約容量等は、現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現在の電力会社」）の需給契約終了時点の契約容量等をそのまま適用いたします。
- 供給電圧は、100Vまたは200V、100Vおよび200Vのいずれかとし、周波数は60Hzとします。

4. 需給契約の成立

- 需給契約のお申込みは、あらかじめ約款および本重要事項の内容にご承諾いただいたうえ、必要事項を明らかにしてお申込みいただきます。
- 需給契約は、お客さまのお申込みを西部ガスが承諾したときに成立いたします。
- 西部ガスは、西部ガスまたは西部ガスが指定する事業者に対して支払うべき料金等の支払い状況によっては、お客さまのお申込みをお断りする場合がございます。
- 西部ガスは需給契約の成立後、「電気の契約手続き完了のお知らせ」を郵送し、契約の手続きが完了したことをお知らせします。

5. 需給開始日

- 需給開始日は、お客さまと協議のうえ定めます。
- 電気の供給を他社から電気契約を変更される場合の需給開始日は、所定の手続きが完了した日から8営業日2暦日（スマートメーターが設置済みの場合は1営業日2暦日といたします。）を加えた日以降といたします。
- 需給開始日は、需給契約の締結後に改めて「電気の契約手続き完了のお知らせ」にてお知らせいたします。

6. 検針および料金算定方法等について

- 検針は送配電事業者が行います。検針日は、送配電事業者が定めた日とし、電気料金、使用電力量は、検針日に送配電事業者が計量した値を使用します。
- 電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を含みます。）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をひと月として算定いたします。ただし、電気の需給を開始した場合や需給契約の消滅または変更を行った場合は、日割計算をいたします。
- 西部ガスは原則として、お客さまの検針日が属する月の末日に料金を請求いたします。
- 西部ガスはお客さまのご使用量やご請求予定額などのお知らせを、原則として西部ガスホームページ上の会員制WEBサイト「西部ガスマイページ」にてお知らせいたします。

7. 料金プラン

- ・料金プランは、以下の通りといたします。料金単価は別表をご参照ください。

〔電灯需要〕

- 電流制限器等（アンペアブレーカー等）により契約電流（10A～60A）を定めるお客さまは「プラスでんきプラン1」を適用いたします。
- 契約主開閉器（漏電遮断器等）により契約容量(6kVA～49kVA)を定めるお客さまは「プラスでんきプラン2」または「あきないでんきプラン」のうちお客さまが選択したプランを適用いたします。
- 契約負荷設備（お客さまの電気設備により契約容量を定める場合等）により契約容量(6kVA～49kVA)を定めるお客さまは「あきないでんきプラン」を適用いたします。

〔電力需要〕

- 契約主開閉器または契約負荷設備により契約電力（1kW～49kW）を定めるお客さまは「あきない動力プラン」を適用いたします。
- ・料金プランを変更されたお客さまが変更した日から1年未満で改めて変更を希望された場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- ・現契約容量を確認するため、現在の電力会社の検針票をご提示いただく場合がございます。

8. 料金のお支払方法

- ・西部ガス(株)、西部ガス熊本(株)、西部ガス長崎(株)、西部ガス佐世保(株)の都市ガスをご契約いただいているお客さまの料金は、ガス料金と同一の支払方法（口座振替、クレジットカード払い、払込み）にてお支払いいただきます。
- ・上記以外のお客さまの料金は、クレジットカード払いにてお支払いいただきます。ただし、クレジットカード会社との手続きが完了するまでの間は、払込みにてお支払いいただきます。

ガス事業者	種別	支払方法
西部ガス(株)	都市ガス	ガス料金と同一
西部ガス熊本(株) 西部ガス長崎(株)	都市ガス	
西部ガス佐世保(株)	LPガス	
西部ガスエネルギー(株) (子会社を含む)	LPガス	クレジット カード払い
大牟田ガス(株)	都市ガス	
久留米ガス(株) 島原Gエナジー(株)	都市ガス/ LPガス	
上記以外		

9. その他工事費等に関する費用

- ・お客さまが契約容量等を新たに設定し、もしくは増加される場合で、これにともない供給設備等が新たに施設される場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合などは、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- ・お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備（以下、「付帯設備」といいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとし、お客さまが契約容量等を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅もしくは減少させる場合で、送配電事業者との接続供給契約にもついで当該送配電事業者から料金および工事費等の精算を求められ

た場合には、お客さまにその精算金を負担していただきます。

10. お客さまの申し出による契約の変更・解約

- ・名義変更、料金プラン変更等により需給契約を変更する場合や、お引越（転出）等により需給契約を解約する場合、西部ガスのお問合せ窓口までご連絡ください。ただし、他社へ電気契約を変更される場合、西部ガスへの解約のご連絡は必要ありません。
- ・お客さまが西部ガスの電気供給エリア以外の場所で電気の供給を受けており、かつ、西部ガスが指定する事業者とのガス使用契約を解約される場合は、西部ガスとの需給契約は解約となります。西部ガスのお問合せ窓口までご連絡ください。

11. 契約の変更

- ・法令・条例・規則等の改正により約款の変更の必要が生じた場合や、その他西部ガスが変更と判断した場合は、約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によります。
- ・約款の変更その他の供給条件の変更（以下「約款等の変更」といいます。）にともなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①西部ガスホームページや「西部ガスマイページ」に記載する方法その他西部ガスが適当と判断した方法により行うこと
 - ②供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみ説明、記載すること
 - ③契約変更後の書面交付を行う場合には、西部ガスの名称・住所、お客さまとの契約年月日、供給地点特定番号および当該変更をした事項のみを記載すること
- ・約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまなわない内容の場合は、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明および契約変更前の書面交付は、変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること
 - ②契約変更後の書面交付をしないこと

12. 契約の解約

- ・お客さまが料金の支払義務発生日の翌日から起算して50日経過してもなお支払われない場合やその他の解除事由が生じた場合は、事前に書面での通知をした上で、需給契約を解約することがあります。

13. 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

- ・お客さまへの電気需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項をお客さまに遵守していただきます。
 - ①送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には送配電事業者に通知すること
 - ②電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、西部ガスまたは送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
 - ③お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること
 - ④電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと

14. 他社から電気契約を変更される場合の注意点

- ・お客さまが他社から電気契約を変更される場合は、西部ガスはお客さまに代わって現在の電力会社に対し需給契約の廃止取次を行う場合があります。
- ・現在の電力会社との需給契約解除に伴い、お客さまに違約金等の負担が発生する場合があります。
- ・お客さまは、お客さまの都合により西部ガスの供給への変更を取り止める場合は、需給開始日の前日までに、西部ガスにその旨を申し出ていただきます。

15. 契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)を変更される場合の注意点

- ・契約電流(A)の変更は、西部ガスのお問合せ窓口までご連絡ください。ただし、やむを得ない場合を除き、契約電流を変更した日から1年未満で改めて変更することはできません。
- ・契約容量(kVA)、契約電力(kW)の変更は、お客さまにて電気工事店にお申込みください。
- ・ご契約と同時に契約容量等の変更をご希望の場合は、「電気の契約手続き完了のお知らせ」の到着後、西部ガスのお問合せ窓口までご連絡ください。

16. 西部ガスマイページのご利用方法について

- ・西部ガスは、需給契約の成立と同時に、「西部ガスマイページ」の会員登録を行います。
- ・「西部ガスマイページ」の初期ログインIDと初期パスワードは、「電気の契約手続き完了のお知らせ」をご確認ください。

17. ポイントサービス

- ・料金プランが「プラスでんきプラン1」または「プラスでんきプラン2」のお客さまはポイントサービスを適用いたします。

【別表】料金表 (※下記の料金単価には消費税等相当額を含みます。)

「プラスでんきプラン1」

	区分	単位	料金単価
基本料金	契約電流10A	1契約	295.37円
	契約電流15A	1契約	443.06円
	契約電流20A	1契約	590.74円
	契約電流30A	1契約	763.89円
	契約電流40A	1契約	957.41円
	契約電流50A	1契約	1,130.56円
	契約電流60A	1契約	1,273.15円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17.40円
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23.00円
	300kWh超過分	1kWh	24.89円

「プラスでんきプラン2」

	区分	単位	料金単価
基本料金	契約容量6kVA	1契約	1,273.15円
	契約容量6kVA超過分	1kVA	211.85円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17.40円
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23.00円
	300kWh超過分	1kWh	25.99円

「あきないでんきプラン」

	区分	単位	料金単価
基本料金	契約容量6kVA	1契約	1,273.15円
	契約容量6kVA超過分	1kVA	211.85円
電力量料金		1kWh	23.06円

「あきない動力プラン」

	区分	単位	料金単価
基本料金		1kW	904.44円
電力量料金	夏季(7月1日～9月30日)	1kWh	17.11円
	その他季(10月1日～翌年6月30日)	1kWh	15.43円